

平成31年あきる野市農業委員会 2月総会議事録

平成31年2月22日（金）午前9時00分、平成31年あきる野市農業委員会2月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、金子公晃

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

ますでしょうか？

(谷澤職務代理) あの、これは全体を、この、計、●, ●●●㎡をとりあえず持ち分で4分の1で
持っていて、そのうち、今回の分だけに移すということ？

(事務局) そうではなくて、この、計、●, ●●●㎡は同一世帯ということになりますので、皆さ
ん同じ面積になっておりますが、カッコ内の数字が所有権を示してしまして、今回、譲受人の
方がほとんど持っていて、●●●㎡分だけは4人共有で持っているということです。それ以外
の●, ●●●㎡くらいは譲受人の〇〇〇〇さんが元々1人で持っているということです。それ
で、この4人共有の●●●㎡のうち●●●㎡を、今回、持ち分全部ご長男様に移すと・・・

(谷澤職務代理) あ、では、●●㎡分はまだ4分の1ずつ残っている？

(事務局) そうです。相続登記が間に合っていないくて、まだそれができていなくて、取り急ぎ、こ
の筆だけ先にやりたいということだったので、またいずれ、残りの面積の案件も出てくると思
いますので。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 1つ、言葉で教えてもらいたいんですけど、世帯内贈与っていうのは分かるのですが、
世帯内売買っていうのは、これはどういう、世帯内っていうのは何かあるのですか？

(事務局) 本来、世帯内の持ち分移転については、3条の許可自体は要らないのですが、ただ、兄
弟で揉めたくないからしっかり売買契約を結んでおきたいということで、それで法務局等に相
談したら、売買という形を取るのであれば、農地法3条の許可を取りなさい、ということだっ
たので、今回はこういう形の申請になりました。持ち分を寄せるだけですけれども、ちゃんと
許可を取って登記をすると。贈与だと、贈与という形で登記がされるので。

(嶋崎委員) そういう事ですか。まあ、正式にはきちんとしておいた方が、後々いいよと。

(事務局) そうですね。そういう形です。

(嶋崎委員) はい、分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(坂本委員) よろしいですか？ちょっとさつき、谷澤さんから質問があったと思うのですが、
〇〇さんの持ち分が●, ●●●㎡で、持ち分4分の1っていう事ですよ？

(事務局) この筆に関しては、4分の1ですね。

(議長) この当該土地については、です。

(坂本委員) 全体が4分の1ではなくて？

(事務局) そうですね。●, ●●●㎡ぐらいは〇〇〇〇さんがお一人で所有権を持っていらっしや
います。残りの●●●㎡分の農地が4人共有になっているので、それを持ち分を一人に寄せた
いというお話だったので。

(坂本委員) 4人が全部、持ち分同じ面積で出ているから、全体が4分の1なのかなと・・・

(議長) 4分の1っていうのは、土地の表示の欄の、この土地についてのこと。この●●●㎡。

(坂本委員) ●●●㎡が4分の1で、そうすると、あと、他の兄弟の人は●, ●●●㎡は持ってな
いという事ですよ？

(事務局) そうですね。これはあくまでも同一世帯ということで、●, ●●●㎡と表示をさせてい

いただいておりますので、兄弟だと同一世帯と見なせますので、そういう形で表示はさせていただいております。ちょっと表示がややこしくて、下のカッコ内の数字が、その方が実際に持っている、所有権のある面積です。

(坂本委員) 譲渡人だから、実際持ってないなら、実際に持っている面積の記載でいいんじゃないのかと思うんですけど。

(事務局) そこはいろいろ議論にはなっているんですけど、また検討はしたいと思います。

(坂本委員) はい、分かりました。

(議長) ちょっと分かりづらいですよ。他にご質問ございますか？

(谷澤職務代理) この譲受人の人は、今はここには住んでないという事なんですよ。おそらく、多分、地図だとこの畑の左側が家ですよ。

(事務局) 地図がちょっと古いものなので。

(小川委員) あの、一応、ここに自宅がありますが、全員出ちゃって、土日にご本人様が別荘のような恰好で家の管理をしている感じです。

(議長) この畑は全部あきる野市内なんですかね？

(事務局) はい、そうです。

(議長) 向こうには全然ない？

(事務局) ないです。

(議長) ご本人を呼んで、よろしいでしょうか？ では、お願いします。ぜひ質問をしてください。せっかく遠くから来ていますので。

(〇〇〇〇氏入室)

(議長) おはようございます。●●●市●●町●丁目●●番●号、〇〇〇〇さんでお間違いありませんね？

(〇〇〇〇氏) はい。〇〇でございます。よろしく申し上げます。

(議長) 今日は遠いところありがとうございます。それでは簡単に今回の土地を譲り受ける経緯などを説明していただけますでしょうか？

(〇〇〇〇氏) はい。今回対象になっている部分が、●●字●△△△番△という土地なんですが、ここは畑でして、父が昭和●●年に死んだ時に、兄弟が4人いるので、相続がおこりました。●●のあんな山の中で、家屋敷だけは4人で相続したらどうにもならなくなるので、それは私が相続して、あと田畑を4人の共有にした。それで、そのほとんどが今、●●●●●●●●の●●●●になりまして、それも共有だったのですが、それを私が弟から買い取った形を取って、それで今私のものになっています。ところが、なっていないものがあるんです。ということで、今の対象物件を私が買い取って、それで登記しようと、そういうお願いに上がった訳ですね。

(議長) どうもありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) さっきちょっとお話した、要するに、少しまだ残りがありますよね？

(事務局) 今回上げてない残り●●㎡ぐらいは、ちょっとまだ相続登記がまだで・・・

(嶋崎委員) それは、どのようにするおつもりですか？

(〇〇〇〇氏) それも今、◇◇◇◇さんのところの事務所をお願いして、それで今継続中なんです

けど。

(嶋崎委員) それはそれで処理をこれからするという？

(〇〇〇〇氏) はい。わずかな土地なんですけど、それを一緒にやっておかないと、また将来困るので。

(嶋崎委員) はい、分かりました。

(議長) 他にご質問は？

(谷澤職務代理) 今、対象になっている土地というのは、先ほどの委員の説明の中でブルーベリーが何か植えてあるという話を聞いたんですけども、週末に来て管理しているという事なんですけど、他の部分の田畑がまだ●, ●●●㎡という事で、かなりあると思うのですが、そちらはどういった風に管理をなさっているのですか？

(〇〇〇〇氏) これはですね、全体をやることはできないので、今、□□さんと言う方に管理をお願いして、それで耕作していると。

(事務局) 要は、管理をお願いしている、という形ですよ？

(〇〇〇〇氏) そうですね。今、お願いをしていないと、草が生えたらどうにもならなくなるので、そういうことがないようにしようということで、いろいろ協力しながらやっているということです。

(議長) はい、分かりました。他にご質問は？

(橋本喜久司委員) それって、戦後の農地解放には引っかかりなかったのですか？

(〇〇〇〇氏) 引っかかりました。

(橋本喜久司委員) 農地解放の時、無くなっちゃったんじゃない？

(事務局) 昔はもっとたくさんあった、という事ですね。

(橋本喜久司委員) では、一部が残ったということ？

(事務局) 一部が残ったということですね。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？それでは、先ほど相続についてはお伺いしたのですが、今後この畑を含めてですね、どのような管理を・・・人にやってもらうというのもあるでしょうけども、お子さんの時代になってもこの農地をどうしたいのかというのを、最後にお伺いしたいと思います。

(〇〇〇〇氏) いずれにしましても、今の対象物件を私、〇〇〇〇に移転します。それで今後は、娘が3人いますから、その婿さんも3人いるので、彼らに・・・ただ、農業をやったことがないから、教えてもらいながら継続する。今ブルーベリーをやっていますが、普通のダイコンを植えたりなんかするには向かないんですよ。ですから、ブルーベリーをやっても商売にはならないと思いますが、いずれにしても、そういう形で荒れ放題にならないようにしたいと思っています。

(議長) はい。分かりました。今後とも農地を適正に管理していただきますよう、お願いしまして、これで、ありがとうございます。退室していただいて結構です。ご苦労様です。

(〇〇〇〇氏) ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(〇〇〇〇氏退室)

(議長) 何かご質問は？

(小川委員) あの場所は、本人も言ってましたが、ラッキョウを作ってみたり、軟弱野菜も微妙なところで、草を作らないのが精一杯というような山の中の土地なんですよね。そんなで、とりあえず、今、ブルーベリーは大きな草は桑できれいにしてみたり、というような形で、あと何回か草刈りをすれば、あの土地は管理できるんじゃないかなと思っています。

(議長) それでは、収受151について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして収受156について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の資料の3ページをご覧くださいと思います。)

(第1号議案・収受156 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて収受156について、担当の谷澤委員、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。収受156について説明いたします。2月20日に事務局と現地確認に行ってきた。地図は14ページになります。場所の方なんですけれども、●●●●の前の道をずっと●●●の方に向かって行って、●●●の方に抜ける、●に曲がる道があるのですが、それを●に曲がって、ちょっと行った所をまた●に入って行った所が、この○○○-○の●側の通りなんですけれども、畑の中にある畑ということで、現地の方はハウレンソウとかダイコンとか多少残っておりまして、畑として使うには何の問題もない場所なので、畑としてはいい所だと思いました。○○さんは●●●の方で直売所の会員になっておりまして、3直売所が流通できるようになってから、秋川の方にも良く持ってきてくれている人なので、経営的にも何ら問題ないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と谷澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・これもまた本人をお呼びしていますので、何かあれば・・・。

(宮崎委員) この○○さんは、ご親戚とかそういう関係の方ですか？

(事務局) 親戚と聞いております。世帯は別になりますので、所有権移転ということで。

(小田川委員) 所有権移転ということになっていますが、全然金銭とかそういうのはからまないで移転なんですか？

(事務局) 売買で移転するということです。

(議長) 他にございますか？・・・では本人をお呼びします。お願いします。

(○○○○氏入室)

(議長) どうも今日はお忙しい中ありがとうございます。●●●町大字●●●△△△△番地、○○○○さんでお間違いないでしょうか？

(○○○○氏) はい。○○です。よろしく申し上げます。

(議長) それでは、質問のある方はお願いいたします。

(谷澤職務代理) では、いいですか？今回、●●の畑ということで、他の持ち分の所は●●●町に

所有しているのですか？

(〇〇〇〇氏) ●●●町の方が多いのですが、他にあきる野市にも3ヶ所耕作しております。私名義の所と、息子名義の畑もありますので、今回の申請には息子名義の所は書いておりません。(谷澤職務代理) もう1つ、いいですか？営農拡大ということで、今後その畑ではどういった物を作っていく予定ですか？

(〇〇〇〇氏) 新しく購入する所ですか？そこでは、トウモロコシとかハウレンソウ、今まで他の所でやっていたのをそのまま、畑が変わらないと耕作不便高じることが多いですので、そちらの方でもやりたいと思っております。

(議長) 他にご質問は？

(嶋崎委員) 今、全部でどのくらい耕作されているのでしょうか？全部の耕作面積を。

(〇〇〇〇氏) 実際の耕作している面積ということですね？大体●反歩ぐらいになります。

(嶋崎委員) あ、ではこの●倍くらいですね。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問は？

(谷澤職務代理) 今、息子さん名義の畑もあるということなんですけれども、経営の方は〇〇さん本人と、奥さんですか？あと、息子さんも一緒にやっているということですか？

(〇〇〇〇氏) そうですね。息子は勤めていますけど、土日はほとんど手伝ってくれていますので。それで、なるべく機械を使ってやるようにしていますので、ここに書いてない機械は、相当数が用意しています。耕運機1台と書いてありますが、耕運機も柵切り専用の耕運機とか、いろいろとまだ3つ他にございますので、ちょっと申請書では数が少なくなっていますが、一応、実際にはもっとたくさんあります。

(事務局) 申請いただいた書類には、トラック1台、軽トラ1台、トラクター1台、耕運機1台と書いてあるのですが、それ以上お持ちで、いろいろやられているということです。

(議長) はい。他にご質問はございますか？・・・よろしいですか？では、この新しく購入する畑を含めてですね、これからどういう農業をしていくかという心構えと言いますか、自分の抱負を伺いたいと思いますが。

(〇〇〇〇氏) はい。なるべく省力化を図った農業経営をしていきたいと思っております。今、農業改良普及所の方からも、いろいろと指導を受けながら進めておるところでございます。特に収益の高いものを作りたいと思っておりますけれども、なかなか市場関係、JAにほとんど出荷しておりますけれども、なかなか思うように売れない場合もありますけれども、そういうつもりではやっております。

(議長) はい。他になければ・・・よろしいですか？それでは〇〇さん、ありがとうございました。

(〇〇〇〇氏) よろしく申し上げます。

(〇〇〇〇氏退室)

(議長) 何かありますか？よろしいですね？

それでは、収受156について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することといたします。それでは一番初めに戻りまして、収受144-2について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、1ページをご覧いただければと思います。

(第1号議案・収受144-2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて収受144-2について、担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。現地には2月20日に事務局の方と一緒に見て参りました。地図は7ページになります。場所は●●●の先、●●へ向かう●●橋の橋の下と言いますか、橋が高い所を通っていき、その●側の下になります。地図では畑の周りに四角い家のような物がありますが、字の書いてある家以外は家の形の物はありません。周囲は川に対して石垣が積んであるような所で、一応平らに近い場所ができていまして、家庭菜園にはちょうどいいのかなというような小さな畑です。畑の中に段がありまして、現状は6メートルほどのタマネギのベッドが3つ、4つあって、そこにタマネギが植え付けられているという状況です。秋の草が残ってて、それがそのまま放置されているということではなくて、きれいに畝が作られていて、きれいに管理されているなという畑です。ただ、形も変形で、途中、間に段差もあったりして、決して使いやすい場所ではありません。ただ、譲渡人さんは都心のマンションに住んでいる方ということなので、どっちにしても管理的には難しい畑なんだろうなと思いますので、とりあえず状況を報告して、ご判断をいただきたいと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(栗原晋二委員) ちょっとすみません、いいですか？この〇〇さんという方は、●●の入り口というか、●●●●の裏でやって、●●辺りへ畑がある、その方ですね？

(宮崎委員) そうです。●●●●小学校の●側の、ご自宅の前に大きい畑をお持ちで、それ以外にも果樹を植えている畑が点在して持っていらっしゃる方なので、この●●●●の●●●●神社の先なんというの、ちょっと五日市の中的にも距離のある場所なので、そこはよく分かりません。

(議長) 他の、この●●反の畑は管理されているんですよね？

(事務局) 管理されています。譲渡人の方が都内に住んでいる方で、何年か前に相続された関係で、他にも持っているんですけど、生産緑地だったりということで、ただもう、なかなか管理しきれないということで、誰かに買い受けてもらえないかと、処分していきたいというご意向があって、〇〇さんをお願いすることになったと、お話しは聞いております。受ける以上は管理してもらわないといけませんので、それはしっかりやりますというお話は受けております。

(議長) 他にご質問は？・・・その、できた作物はどうしているのですか？かなり、●●反だと相当、何か・・・

(事務局) 元々、〇〇さん自体は●●●●でバスの運転手をされていて、●●●●に少し物を出したりとか、そういう繋がりはあるんじゃないかと思います。

(小田川委員) ちょっと、このような場合ですね、農地として3条で売る以外の方法というのは、あるのでしょうか？

(事務局) 現地で宮崎さんともお話しして、一応畑の定義は成しているんですけども、本業の生業としてやる農地としてはちょっと厳しい状況かなと。

(小田川委員) じゃあ、△△さんが農地じゃなくて、転用したいと言うんだったら？

(事務局) 転用したいということだと、可能性はゼロではないですが、ただ正直場所がら、何もできそうにない、厳しいかなと……。車も入って行くのは厳しい状況ですし、隣接の建物の方が何か使う理由があって……。ただ転用も、調整区域なので簡単にできる訳ではないので、それ相応の理由があれば、ということになると思うのですが、そう簡単には転用は厳しいので、処分するとしたら、この形しかないのかなというところですね。

(事務局次長) 間違いなく、今の状況よりは良くなると思います。

(事務局長) あとは、こういう場合には、譲受人さんがどういう経営をしていくか、どういう形で耕作していくか、ということのをこれからは確認して、農業委員さんも自ら聞いてもらえれば一番いいんですけども、その辺を確認しながらやりたいと思います。

(小田川委員) それと、もう1つ、いいですか？この場合、譲渡人の方はいわゆる農家としての要件をもっているのですか？

(事務局) 相続でそのまま土地をもらっているだけなので、●●, ●●●●㎡しかないんで、面積もないので、今後本当にやるのでしたらまた集めてという形でしょうけど、どんどん減らしていく方向だと思います。

(田中正治委員) 7ページの地図で、●●は調整区域ですが、●●●は市街化では……？

(事務局) ここは、●●●の、●●神社の上は市街化区域なんですよ。

(田中正治委員) この○○○-○も、市街化ではないのですか？

(事務局) ●●●でもこの●●橋周辺は市街化には入っていないので。確か、この●●神社の南の●●橋辺りは調整区域なので、この●●●の●●神社が境だったと思います。

(小川委員) あと、●●, ●●●●㎡の中で、今回はこの部分だけを移転ということだけけど、あとの残りの部分は草畑になってるんですか？

(事務局) 残り、調整区域にも少しあるんですけど、生産緑地なんですよ。それで、この間、都市計画と生産緑地のパトロールで、五日市の方を回ってきた時には、草の管理とかはきれいにされているので、今の時点では他の農地については、草刈等の管理はされている状況です。

(小川委員) 作付けはしてないけど、草刈りはしてある？

(事務局) 一応、手入れはしてあるというところですね。

(小川委員) でも、もう、農業はできないような状態？

(事務局) はい。なので、いずれは、どういう形になるか、ちょっとそこは確認してないのですが、主たる従事者が出てくるのか……。処分ということであれば、今後そういう可能性はあるのではないかなと思います。

(小川委員) ということは、どこかの農家に買い受けてもらわなければならない……？

(事務局) 調整区域はそうです。市街化は開発されたり、という可能性は出てきますが、そういう形で今後も出てくる可能性は否定できないですね。

(小川委員) 分かりました。

(議長)他に、よろしいでしょうか？

それでは、收受144-2について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員)異議なし。

(議長)異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして、收受145について、事務局より説明願います。

(事務局次長)はい。同じく1ページをご覧くださいと思います。

(第1号議案・收受145 朗読)

以上でございます。

(議長)はい。続いて收受145について、担当の谷澤委員、説明願います。

(谷澤職務代理)はい。收受145について説明いたします。現地確認は2月20日に事務局と行ってまいりました。地図は8ページになります。場所の方は●●●●●の前の道を●●●●●に曲がった所を、五日市線の●●●●●の方に入って行った右側の所です。現地の方は、確認行った時には、マルチが南北に10何本、きれいに敷いてありまして、まだ芽が出ていなかったのですが、何が植わっているか分からなかったのですが、適切に管理しているようでございます。今回の案件は使用貸借、世帯内貸借というところで、詳しいことはちょっと聞いたのですが、事務局の方からもう一度お願いします。よろしくをお願いします。

(事務局)はい。今回の借受人の〇〇〇さんと、貸渡人の△△△△さんとはご姉弟です。元々同一世帯なので、この形を取らなくても、この土地を耕作するのは問題ないのですが、〇〇家の方では、今、農地を持っていなくて、お姉さんの△△△△さんが相続をしたという経過がありまして、ただ△△さんの方については、農地が●●●●●.●●●●●㎡ありますけれども、今後農業を続けていくのはちょっと厳しいということで、弟さんの〇〇〇さんとその息子さん、□□さんが主に五日市ファーマーズセンターの会員としてやられていますので、〇〇家の方で営農を続けていきたいということで、本来であれば、贈与という形で所有権移転してしまった方がいいのではないかと思いますのですが、窓口でお話をしたところ、将来的には世帯内贈与という形で所有権を移転したいのだけれども、とりあえず、今、正式に貸借の手続きを取っておいて、また改めて贈与なり売買という形で所有権を移したいというご意向だったので、一応こういう形で受けさせていただいた経過です。〇〇〇さんは●●●●●歳と高齢ですが、実際はその息子さんが営農をしているというのが現状です。

(議長)はい。ただいま、事務局と谷澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(笹本委員)ちょっと素朴な質問かも知れないけど、世帯内贈与と贈与の違いは？

(事務局)贈与は贈与で言葉的には同じなんですけれども、ただ、農地法の時に、例えば親子でお父さんから息子さんに移したいときに、息子さんは面積要件がなくても、世帯内ということでくくっておけば、息子さんは0㎡でも・・・

(笹本委員)面積要件が同じになる？

(事務局)それを担保するために、世帯内という表記が2親等以内か、2親等以上離れている親族

でも同居している場合は、移転なり権利を設定することはできるので、今回の議案書の表記も左右で同じ面積で記載されているのは、同一世帯ということで、要件がなくてもできますよ、ということを表すために使っているということです。贈与ということ自体は同じです。

(議長)他にありませんか?・・・よろしいですか?

それでは、収受145について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員)異議なし。

(議長)異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして収受150について、事務局説明願います。

(事務局次長)はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。

(第1号議案・収受150 朗読)

以上でございます。

(議長)はい。続いて収受150について、担当の橋本和夫委員、説明願います。

(橋本和夫委員)はい。それでは収受150について、説明いたします。2月19日に事務局と現地調査を行いました。地図は9ページになります。この場所はですね、●●駅の北側、昔●●●●があった、あの辺の●側の方に細い道路を入った所の奥になります。この○○-○の畑の隣に○○という家がありますが、こちらが本人の自宅でございます。自宅続きの畑なのですが、ここ近年作った跡がなく、草が生えてまして、子供さんのサッカーボールが置いてありましたので、その日に○○さんのところに行って、畑としてできるように管理をお願いします、という形で言ってまいりました。●●●●の次男坊ということで、兄貴の方にも伝えましたので、双方でちゃんと管理してもらおうようにと伝えましたので、大丈夫だと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

(議長)はい。ただいま、事務局と橋本和夫委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(谷澤職務代理)ここは、区画整理の中の対象になるという所?

(事務局)対象地内ですね。

(谷澤職務代理)それで、なった時は、これはどういう風にするというのは、それは分からない?

(事務局)今の段階では家庭菜園なり、ちゃんと農地として管理してください、というお話はしています。その後は換地がどういった場所になるか、その辺はこちらでは関知していませんが、市街化となりますので、生産緑地でもないですし、転用もできなくはないので、どうしていくのか、というのは何とも・・・。

(小田川委員)ちょっといいですか?譲受人は今、自営業となっておりますが、譲渡人の方の息子さんでしょうか?

(事務局)はい。息子さんは今、●●屋さんをやってらっしゃいます。長男さんが●●●●でやられていて、その次男の方で、自宅横の地続きの畑を、相続で生前に財産を分けておこうということで、畑として先に贈与して、当面は畑として管理するということです。

(事務局長)要するに、相続では必ず受けられるんですけども、生前贈与するということです。

(議長) はい。続いて、まず、収受154につきまして、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。2月19日に事務局の金子さんと現地を確認してまいりました。地図の12ページをご覧ください。場所はですね、●●●●●の入口、●●●●●入口の所を●方向に、T字路まで行く手前の●●メートルほどの●側の畑なのですが、約20メートル×50メートルの長方形の使いやすい畑です。現地確認に行きましたら、もうすでにマルチが8本引いてありまして、タマネギの苗がきれいに植えてありました。ほんとにきれいに管理されていますので、何ら問題ないと思います。以上です。

(議長) はい。更に続きまして、収受155につきまして、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。2月19日、事務局と一緒に見てまいりました。地図は13ページをお願いいたします。場所はですね、●●●●●の駐車場の●の道を行った所で、●●●●●●●の事務所の●●側の畑でございまして、ここも何日か前に耕耘したようできれいになっております。今、事務局も言われた通り、福生市の認定農業者になっております。きれいに耕耘はされました。ひとつ、よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員、松村委員より説明をしていただきました。この両件につきまして、何か質問ございますか？

(笹本委員) この〇〇さんの借入地が●, ●●●●●㎡となっておりますが、これは今回の案件の面積を入れた合計でしょうか？

(事務局) いいえ、除いた分です。

(笹本委員) もう、借り入れている分？

(事務局) はい。

(笹本委員) それで、今回3条でやってますけれども、基盤強化促進法で言うと3年とか5年とか期日が指定されますよね？それは3条だと、その期限というのはないのでしょうか？

(事務局) 議案書に記載はしていませんが、申請の方には△△さんの方には5年間、□□さんの方については3年間での使用貸借の契約を結ぶとなっております。

(笹本委員) 借入地の●, ●●●●●㎡というのが、前に3条でやっていた場合に、期限が切れている場合というのは考えられないのですか？

(事務局) そこは確認しましたら、契約期間は切れておりませんので、この面積を借り入れているということで間違いはないです。

(笹本委員) それで、将来的に市外の案件の方の場合に、五日市を借りる場合には、5反なくても、3反でいいのですか？

(事務局) はい。そこは要件は同じです。

(議長) 他にご質問は？

(小田川委員) すみません。簡単でいいので、今の関連なんですけど、これは今、3条でやりますよね。基盤強化法の18条との絡みで、根本的に違うのは何ですか？18条とは全く違うのですか？

(事務局次長) 利用集積の場合は、あきる野市の場合は認定農業者にならないと借りれないので、〇〇さんはあきる野市の認定農業者にはなっていないので、3条しか利用できないんです。

(事務局長) この場合、3条の使用貸借ですが、賃貸借になると、今度、解約の時に農地法第18条とか、小作契約が入ってしまうので、農地法18条の解約が必要になってきます。お金のやり取りで、貸し借りをすると、権利が出てきてしまうので、皆さん使用貸借でやっています。なので、お金のやり取りが発生する場合は基盤強化促進法の第18条の利用権設定で、利用集積でやっていただきたいと思います。

(谷澤職務代理) 今回の案件は2人と契約をするということですが、これはこちらの方からアプローチして・・・？

(事務局) いいえ、ご本人様が。

(谷澤職務代理) 本人同士、相対で？

(事務局) 相対で話をされて、持って来た形です。

(谷澤職務代理) いい場所だから、市内の方に貸した方がいいんじゃないのかなと思ったのですが。

(事務局) ご自分で動いて、という形なので。

(議長) 他によろしいですか？

それでは、收受154、並びに收受155について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続いて第2号議案、経由14について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、4ページをご覧くださいと思います。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の進達について。農地法第4条第1項の規定による次の許可申請については意見を付して、同法施行令第7条の1の規定により東京都知事に進達するものとする。平成31年2月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経由14 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて経由14につきまして、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。それでは経由14、報告させていただきます。現地確認は2月19日、事務局の金子さんと行ってまいりました。地図は13ページをご覧ください。ここからも見えるかも知れませんが、●●●●●の●側になります。それで駐車場と書いてある部分がありますが、この部分は先にもう転用されて、駐車場で貸しているみたいです。それで〇〇さんの自宅が当該地の畑の隣にあります。自宅の隣の畑を駐車場にしたいということで、借り手は●●●●●の裏のアパートの住人が借りるということですよ？

(事務局) そうですね。そこの駐車場として使っている場所ですね。

(唐澤委員) 以上です。

(議長) 続いて、事務局より転用理由を、説明願います。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) ●●●㎡ですが、この方は他には農地を持っているのでしょうか？

(事務局) 無いですね。

(小川委員) 無しですね。これで全部ということですね。分かりました。

(議長) 他にご質問は？

(田中克博委員) ここは農地区分で言うと、どれに当たるのですか？

(事務局) 第3種農地です。

(田中克博委員) では一応、一番し易い所ではある、ということですね。第3種ってどういう所・・・？

(事務局) 市街化区域に近接して、公共施設から300メートル以内の場所というような形なので、そうすると、こちらは第3種農地で公共施設の目の前ということなので、一番許可をし易いという扱いに・・・

(田中克博委員) 公共施設が使うのではなくても、許可は出易い？

(事務局) そうですね。

(嶋崎委員) そうすると、現状としては農業より、そういう風に転用した方がいいという感じなんでしょうか？

(事務局) 現地は家庭菜園で作っていますけれども、近隣に家があるという状況と、すぐ近くのパークの駐車場がなくなって・・・

(嶋崎委員) 環境的に見て？

(事務局) はい。やむを得ないという・・・東京都と調整した結果やむを得ないでしょう、という見解です。

(谷澤職務代理) 市街化に隣接していて、公共施設の？

(事務局) 300メートル以内。

(事務局長) ただ、本来であれば、市街化区域にあった駐車場がなくなるから、ということなので、市街化区域の中で探してください、ということをお願ひしています。ただ、周辺に市街化区域の駐車場が見つからなかったということで、止む無くこちらで、というお話だったんですけども、その場合には公共施設の近くだとか、第3種農地は市街化区域と同様の所ということですね。そうすると、他に見つからないという理由があったり、どうしてもそこに必要だという明確な理由があれば、しょうがないでしょう、ということになる訳ですね。それで今回はこのように申請があったということになります。

(議長) 他には？

(小田川委員) この方は今まで農業を？

(事務局) 自家消費としてやっていた形です。

(小田川委員) では、他にたくさん持っている訳ではない？

(事務局) ではないです。

(議長) 他にご質問は？

(嶋崎委員) ということになると、もうこれで農業というか、畑はゼロに？

(第3号議案・番号2 朗読)

(第3号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号2、番号3につきまして、担当の橋本喜久司委員、説明願います。

(橋本喜久司委員) それでは説明いたします。2月20日に事務局の野口さんと谷澤職務代理と現地を見て来ました。地図は16ページになります。現地は●●●●●街道の●●●●●という信号の所を、●にずっと上がって行った所です。○○番は現在は梅林になっています。△△-△については、元、栗林で、もう枝はないのですが、幹だけが朽ちた形で残っている状態です。それで、この上側が、この借り主さんがすでにブドウを作っている場所になります。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) ここは、農業の仕事なんですか？

(事務局) ワイン用のブドウを・・・

(事務局次長) 認定法人を取った会社になります。

(嶋崎委員) この会社はまだ、何もないですよね？

(事務局) 代継に醸造所が・・・

(事務局次長) 嶋崎さんの近くです。

(嶋崎委員) 近所なんだけど、見たことがない・・・

(事務局次長) 突き当りの右側に工場が・・・

(嶋崎委員) あれがそうか。うちの前側の、コンクリートできれいにしてある・・・

(事務局次長) ここで、あきる野産のワインもできそうなので。

(嶋崎委員) 樽とかそういうのがいっぱい置いてあるけど、何をやるのかなと思っていました。黙ってきて、そのままやってるよ。

(事務局) お話しておきます。

(嶋崎委員) そうか・・・分かりました。大変失礼しました。

(議長) 他にありますか？

(宮崎委員) あの、法人というのは利益が上がらなければ、消えてなくなっちゃうものだと思うのですが、この会社の経営状態はどうなのですか？

(事務局次長) 一応、担い手協議会で認定法人になっておりまして、毎月必ず1回農林課に来て、状況報告を確認しながら行っておりまして、今年からワインができて、販売をし始めたということで、一応計画通りにはなっております。

(宮崎委員) 決算書とかは見ているのですか？

(事務局次長) 決算書も担当の方で確認しております。毎月必ず売り上げ状況とか・・・

(宮崎委員) 累積の赤字はどれくらいですか？

(事務局) すみません。そこまでは今、把握しておりません。今はワイナリーの整備とかで借入をして、今後ちゃんと償還をしていくという計画を立ててやり始めたところなので、まだ実際には利益というところにはいかないと思うのですが、マイナスの方が多いと思うのですが・・・

(宮崎委員) あの時の話でお二人が、男性と女性のお二人が資金を出すから大丈夫よ、というお話だったと思うんですけど、あのお二人は元気なのですか？

(事務局) はい。お元気です。

(事務局次長) あと、農場長も雇用して、ちゃんとやっていますので。専門家を雇って。

(谷澤職務代理) あ、いいですか？その農場長なんですけど、その時に来た人と変わっていますよね？

(事務局次長) そうです。はい。一応、変更になりましたということで報告は受けておりまして、面接ではないですが、状況を確認して、この方でしたら大丈夫ということで、一応、届出というか、こちらにはいただいております。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号2、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。続きまして番号4について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の6ページをご覧くださいと思います。

(第3号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号4について、担当の橋本喜久司委員、説明願います。

(橋本喜久司委員) はい。説明をいたします。同じく、2月20日に調査に行って来ました。地図は8ページになります。現地は五日市線の線路沿い、●●●●●の少し●側で、この間、●●●●●で●●●●●をずっと歩きましたので、皆さんもご覧になっていると思います。現在はブロッコリーがちょうど収穫を終えていまして、株だけ残っている状態で、きれいな状態になっています。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですね？

それでは、ないようですので、番号4の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。続きまして番号5について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。

(第3号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号5につきまして、担当の橋本和夫委員より、説明願います。

(橋本和夫委員) はい。それでは番号5について説明をいたします。2月19日、事務局と現地を見てまいりました。場所は地図の17ページになります。●●通り、地図の右の方に●●●●●

●がありまして、ここは●●の●側の踏み切りに向かう通りです。●●●街道の信号を●へ●●●メートルぐらい行った所の●側、●枚目の畑になります。夏場まではカボチャとかを作っておりまして、現在はここが全てダイコン畑、収穫が終わったところでございます。ビニールが何枚か残っていますが、この肥料を今、□□□□さんに依頼をしているところだそうです。この後はトウモロコシを撒く準備をしたいということで、話を聞きました。○○くんはファーマーズの会員ということもありまして、いっぱい借りているのですが、ちゃんと出すように伝えておきましたので、よろしくご審議をお願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本和夫委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですね?

それでは、ないようですので、番号5の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。それでは報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より説明願います。

(事務局) はい。それでは平成31年2月の専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、3月25日、月曜日、午後1時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時40分